

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	2 - 3 2 3
処分の種類	工事費用の原因者への負担命令			
根拠法令条例等・条項	河川法第67条第1項			
処分の概要	他の工事等により生じた河川工事に要する費用の原因者への負担命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難)			
基準の制定根拠	-			